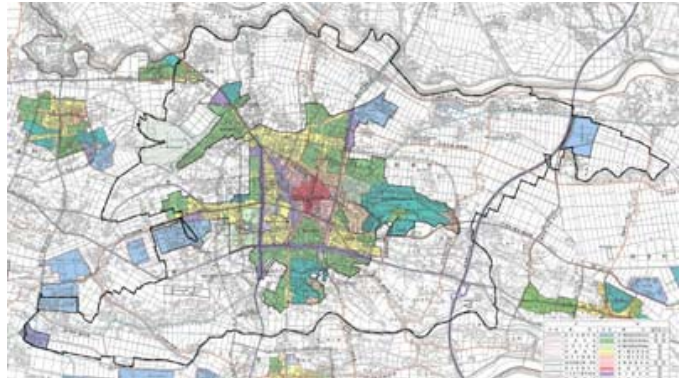


◆このプランの見方◆

1. 名称

このプランは、都市計画法第18条の2に基づき、「市の都市計画の基本的な方針」として策定したものであり、名称は「館林市都市計画マスタープラン」としました。



対象地域：館林市全域 *館林市都市計画図（H15）に加筆

2. 位置づけ

このプランは、「たてばやし市民計画2010」の「基本構想」・「基本計画」を受けた都市づくり部門の基本的な方針です。

マスタープランで示した各種の着想や構想は、「たてばやし市民計画2010」の実施計画等による検討を経て事業へと展開していくことになります。

3. 構成

- (1) このプランは、「都市計画マスタープランとは」「館林市の現状と都市づくりに関する課題」「館林市の将来像」「全体構想」「地域別構想」「実現の方策」の6つの章により構成します。
- (2) 節は、章番号に枝番を入れて示しています。 例 4－2－1
- (3) 記述の見出しは、太字ゴシック表記としました。
- (4) 各節から見出しまでは、適宜中項目を設定しました。 例 (1)・①

4. 表記・用語

- (1) 目標年次までの社会情勢の変化に対応できるプランとするため、次のように大きく二つに分けた記述スタイルをとりました。
 - ①都市を改善するための各種の着想や構想については、望ましい状態を中心に表記しました。
 - ②プラン策定時に進行している計画等については、その熟度に応じた記述としました。
- (2) 特殊用語や解説を要する用語については、適宜注(※)を記入し、解説しています。
- (3) 国・県・市道と都市計画道路が重複する箇所の道路名の表記については、基本的に都市計画道路名を優先しました。
- (4) 市民と行政が協働で都市を住みやすく魅力あるものにしていく諸活動を示す「まちづくり」「都市づくり」「地域づくり」などの用語については「都市づくり」と統一しました。
- (5) 次の用語については、適宜略式表記としました。

主要地方道・・(主)	一般県道・・(一)	都市計画道路・・(都)
インターチェンジ・・I C	東北縦貫自動車道路・・東北自動車道	

5. 特記事項

- (1) このプランは目標年次の理想的な都市機能を示すもので、記載された事項は「整備着手」を示すものではありません。
- (2) 挿図は各種機能のあり方をおおむねの範囲として概念的に示したもので、各機能の位置及び範囲は、各事業の実施計画段階において決定されるものです。